

令和8年度地域コミュニティと若者がつながるしかけづくり事業
地域づくりインターンシップ企画・運營業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和8年度地域コミュニティと若者がつながるしかけづくり事業 地域づくりインターンシップ企画・運營業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで
- (3) 委託業務の内容 別添「令和8年度地域コミュニティと若者がつながるしかけづくり事業 地域づくりインターンシップ企画・運營業務委託仕様書」のとおり

2 委託業務の目的

地域づくりや地域の活性化に興味や関心のある若者に、自治会や地域づくり団体等にインターンシップとして参加する機会を提供することで、若者側に地域コミュニティと直接つながりながら地域活動の経験を積み、地域の現状と求められる活動を学習してもらい、また、地域側においては若者を受け入れるための意識の醸成、体制見直しの必要が再認識されるなど、双方が若者の地域参加に向けて気づきを得て、行動を起こすきっかけとなることを目指す。

3 契約上限額

金1,936,847円(消費税及び地方消費税を含む)

4 企画提案事業者の資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ・民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を確かに遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ・本企画提案コンペ及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。
- ・選定委員会の委員でないこと。

(2) 契約の相手方に必要な資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

- ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ・国税及び地方税について滞納がない者であること。

（３）共同提案者の提案資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ・必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載すること。

また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（第４号様式－１若しくは第４号様式－２）を提出すること。

※「分担履行型」（第４号様式－１）… １つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式

「共同履行型」（第４号様式－２）… １つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

- ・複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ・幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

（４）失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・上記（１）から（３）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ・複数の提案書等を提出したとき。
- ・提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ・提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ・提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ・見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。
- ・そのほか不正な行為があったとき。

５ 参加手続き

（１）提出書類

- ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（単独提案：第１号様式、共同提案：第１号様式、第１号様式別紙）
- ②役員等に関する事項（第２号様式）
- ③企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第３号様式）
- ④共同提案を行う場合は、特定委託業務共同企業体協定書（第４号様式－１若しくは第４号様式－２）

⑤その他、①に記載の添付書類一式

※「参加資格確認申請書」の提出後に記載事項に変更が生じた場合には、参加資格確認申請書受付期間内に「参加資格確認申請書記載事項変更届出書」（第5号様式）を添えて、改めて「参加資格確認申請書」を提出すること。

「参加資格確認申請書」を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

(2) 提出期限

令和8年4月23日（木）12時（必着）

(3) 提出先

「18 担当課」

(4) 提出方法

上記の提出先への持参、郵便または民間事業者による信書便により提出すること。

なお、郵便等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「18 担当課」に書類の受理確認を行うこと。

(5) 参加資格確認通知

令和8年5月13日（水）までに電子メールにて通知します。

6 企画提案コンペの実施方法

当該業務委託に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案を三重県地域連携・交通部が設置する「令和8年度地域コミュニティと若者がつながるしかけづくり事業 地域づくりインターンシップ企画・運營業務委託 企画提案コンペ選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を選定する。

(1) 企画提案資料の内容についての質問の受付及び回答

① 質問の受付期間

令和8年4月21日（火）17時（必着）

② 質問の提出

「質問票」（第6号様式）に必要事項を記載の上、担当課に電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。また、題名の最初に「【質問】令和8年度地域コミュニティと若者がつながるしかけづくり事業」と明記し、送信後、担当課に着信確認の電話をすること。

③ 質問の内容

質問は、原則として、当該委託事業にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関するもの、他の応募者の提案書提出状況に関するもの、積算に関するもの及び採点に関するものにはお答えできませんので、ご了承ください。

④ 質問に対する回答

令和8年4月22日（水）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に回答を掲載する。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

(2) 企画提案書の提出

- ① 提出期間 令和8年5月20日（水）15時（必着）
- ② 提出場所 「18 担当課」
- ③ 提出方法 上記提出場所に持参、郵便または民間事業者による信書便
- ④ 受理確認 郵便等の場合は、提出期限までに電話にて担当部署に受理の確認をすること。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

- ① 開催日時 令和8年5月28日（木）（予定）
- ② 開催場所 三重県庁内又は三重県庁付近の会議室
- ③ その他 説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとする。なお、スライド映写は使用できない。
※プレゼンテーションの日時・方法等の詳細は、令和7年6月30日（金）までに、電子メールにて通知します。
※応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出することがある。
※選定結果は、令和8年6月1日（月）以降に電子メールにて通知します。

7 提出書類

上記5により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下の資料を提出してください。

(1) 企画提案書 8部（正本1部 副本7部）

原則A4版・両面長編綴じ印刷・文字サイズは概ね10ポイント以上
概ね20ページ以内

① 事業全体のコンセプト

地域コミュニティに若者が参加するうえでの課題認識と、本業務でめざすアウトプットのイメージについて記載すること。

② 企画提案

仕様書の業務内容に沿って具体的な企画内容案等を記載すること。

③ 実施にあたっての工夫

地域と若者をつなぎ、双方が若者の地域参加に向けた気づきを得るための工夫を記載すること。

地域の実情とニーズを汲み取るための工夫を記載すること。

④ 事業の実施体制等

本事業の実施体制、他の組織との連携体制、事業全体のスケジュール等を記載すること。

⑤ 類似事業の実績

過去に類似事業の実績があれば、その内容（事業概要、実施年度、契約相手先等）を記載すること。（5件まで）

(2) 見積書 8部（正本1部 副本7部）

記載様式は特に定めないが、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

見積書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額と含む金額をそれぞれ明記し、消費税及び地方消費税相当額については、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(3) 提案事業者の概要書 8部（正本1部 副本7部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

評価項目、判断基準については、次のとおりとする。

(1) 実施体制

- ・業務を確実に実施できる能力を備えるとともに、事業を実現するために必要な人員体制が社内に整っているか。

(2) 的確性・有効性（比重配点×2）

- ・業務の趣旨を理解し、仕様書に定める要件を全て満たしたうえで、目的達成のための手法及び内容を具体的に提案しているか。
- ・目的の達成に向けて十分な効果が期待できる内容となっているか。

(3) 企画性（比重配点×2）

- ・地域と若者をつなぎ、双方が若者の地域参加に向けた気づきを得るための創意工夫をしているか。
- ・地域の実情とニーズに合致した取組となるよう創意工夫をしているか。

(4) 実現性・計画性

- ・提案内容について、具体的で実現可能な内容であるか。
- ・スケジュールは無理のない内容となっているか。

(5) 経済性

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適切か。
- ・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

9 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、下記の書類を提出すること。資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結する。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと）

（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6カ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の

県税事務所が企画提案書提出期限の6カ月前までに発行したもの（無料）の写し

- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（該当する実績がある場合のみ）
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録していない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（様式は三重県ホームページの「共通債権者（物件契約）登録」のページに掲載しています。）
- (5) 書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」（様式は三重県ホームページの「三重県における電子契約サービスの導入について」のページに掲載しています。）

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県地域連携・交通部地域づくり推進課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約締結の証として書面の場合は契約書を2通作成し、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保管する。なお、契約金額は見積書に記載された消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、担当課において行う。

11 事業者との契約

選定された最優秀提案事業者は、通知があり次第、担当課と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務の準備に着手すること。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところとする。

13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところとする。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 「18 担当課」に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① 提出書類に含まれる著作物の著作権は各提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行わない。
 - ③ 提出書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、事業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないため、その部分を明記すること。
 - ④ 提出された書類は返却しない。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに要した費用については、全て企画提案コンペ参加事業者が負担するものとする。
- (3) 「参加資格確認申請書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに「18 担当課」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出（様式は任意）を行うこと。
- (4) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、予め必要性、再委託先、委託する内容、金額等を書面で県に協議し、その承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権

利で、第27条および第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して著作人格権を行使しないものとする。

(6) 個人情報の取扱いについて

契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託を受けた事務に従事している者、若しくはしていた者に対する罰則規定があるので留意すること。

(7) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。

18 担当課

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 地域づくり推進課

担当：横井、東構

電話 059-224-2351

FAX 059-224-2219

E-mail chiiki@pref.mie.lg.jp